

高齢者向けの施設と住まいの種類

高齢者向けの住まいとして、次の種類があります。

それぞれ入居・入所に要件がありますので、サービスの内容等詳細は施設にお問い合わせください。

介護保険によるサービス

◆施設サービス◆

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則として 要介護3以上	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が対象です。 終身的に住むことができます。
介護老人保健施設	要介護1以上	病状が安定している方に、医学的管理のもとで看護、介護やリハビリテーションを行う施設です。 日常的介護も含めたケアで家庭への復帰を支援します。
介護療養型医療施設	要介護1以上	医学的管理のもとに長期の療養が必要な方が対象です。原則、療養の必要がなくなると退院しなければなりません。
介護医療院	要介護1以上	長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。 市内にはありません。

◆地域密着型サービス◆

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要支援2以上	認知症の高齢者が5～9人を1ユニットとして、家庭的な環境の中で共同生活を営む施設です。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	要介護1以上	食事や生活支援サービスおよび介護サービスを受けられる施設(定員29人以下)です。施設職員が介護サービスを提供します。 市内にはありません。
地域密着型 介護老人福祉施設	要介護3以上	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が対象です。終身的に住むことができます。 定員は29人以下です。市内にはありません。

高齢者向けの施設と住まいの種類

介護保険以外の施設・住まい

軽費老人ホーム (市内にはありません。)	ケアハウス	60歳以上の方	食事、入浴の準備、その他日常生活上必要なサービスを提供します。 介護の必要に応じてホームヘルパーなどの在宅サービスを提供します。 (※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設もあります。)
	A型		食事、入浴の準備、その他日常生活上必要なサービスを提供します。
	B型		通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の食事などのサービスを提供します。
	都市型		都市部等において所得が低い高齢者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホームです。 食事、入浴の準備、その他日常生活上必要なサービスを提供します。
有料老人ホーム	介護付 (※特定施設入居者生活介護)	要支援1以上	生活支援や介護サービスを施設職員が提供します。
	住宅型	60歳以上の方	生活支援サービスを提供します。 介護サービスは外部に委託します。
	健康型		食事等のサービスを提供します。 介護が必要になった場合には退去しなければなりません。
サービス付き 高齢者向け住宅		60歳以上の方	バリアフリー構造等を有する高齢者向けの住宅で、見守りや生活相談等のサービスを提供します。 (※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設もあります。)

都内施設一覧については、都ホームページをご覧ください。 [東京都](#) [施設をお探しの方](#) [検索](#)

※特定施設入居者生活介護とは・・・

介護保険の指定を受けた軽費老人ホームや有料老人ホームなど、食事や生活支援サービスを受けることができる施設です。施設職員が介護サービスを提供します。